

## アリモドキゾウムシ対策検討会議の概要 (令和4年12月21日開催)

本会議においては、本年10月に静岡県浜松市で確認されたアリモドキゾウムシについて、発生範囲の特定調査等の結果及び今後の対応について検討が行われ、以下の対応とすることが妥当とされた。

### 1. 発生範囲の特定調査について

アリモドキゾウムシの確認を受け、本虫の発生範囲を特定するため、本虫が確認された地点を中心に半径2km円内を調査対象範囲としてフェロモントラップによる調査を実施した。調査の過程で、本虫の誘殺が新たに確認された場合には、その確認された地点を中心とした半径2kmの円内を調査対象範囲に追加した。

浜松市内の計350地点にトラップを設置し調査した結果、12月初旬までに22地点のトラップから計467頭の本虫の誘殺が確認された。なお、12月8日に実施した調査以降、本虫の誘殺は確認されていない。

本虫が確認された地点の状況を踏まえると、本虫の発生は浜松市内の一部地域の限られた範囲内に偏っており、当該範囲においては本虫の発生リスクが高いとの見解が示された。

また、本虫の発生状況をモニタリングするため、今後も引き続き、半径2km円内に設置しているトラップについて、調査を実施することとされた。

### 2. 侵入原因の特定調査について

調査で誘殺された複数のアリモドキゾウムシについて、横浜植物防疫所が系統解析を実施した結果、全て同じ遺伝子配列であること、また、既知の情報の中では大洋州及び小笠原諸島の個体と相関性が高いことが判明した。ただし、どこの国・地域からどのように侵入したかを判断するためには、更に、情報を収集する必要があるとの見解が示された。

今後、本虫の発生国・地域からの寄主植物の持ち込みの有無等について、現地関係者等から聞き取り調査を実施し、その結果について次回検討会議において報告することとされた。

### 3. 今後の対応について

#### 緊急防除の実施

発生範囲の特定調査の結果を踏まえ、現時点では、本虫の発生リスクが高いエリアは限定的であり、また、12月8日以降は新たな誘殺も確認されていない状況であるものの、当該エリア内では、トラップに誘殺されない雌成虫や幼虫等が野生の寄主植物に残存している可能性があり、気温が上昇する春先以降に本虫が再発生する可能性が示唆された。

このため、特に本虫の発生リスクが高いと考えられるエリアにおいては、本虫が根絶されたと判断できるまでの間、植物防疫法に基づく緊急防除を実施し本虫のまん延を防止するため、寄主植物の移動を制限するとともに、寄主植物の作付けを制限する必要があるとの見解が示された。

緊急防除の具体的な内容については、緊急防除の防除区域として指定された地域のうち、本虫が確認された地点から1km円内を含むエリアにおいては、寄主植物の作付けの禁止、エリア外への寄主植物の移動の禁止等の措置を執ること、また、本虫の発生状況に応じて見直すこととされた。（別紙参照）

また、現地に自生する、ノアサガオ等の野生の寄主植物について、地元の関係者が連携し、地域内を見回り、その自生場所を特定した上で、順次、除去を実施することとされた。また、地域内の住民に対して、庭等にある寄主植物について除去するよう指導することとされた。

### 4. その他

- (1) 今後の対策を円滑に進めるためには、関係機関だけではなく、地域の住民や生産者からの理解・協力が不可欠であるため、緊急防除等の取組について、周知や広報活動を積極的に行う必要があるとの見解が示された。

## アリモドキゾウムシとは

### 【分布】

東南アジア、アフリカ、北アメリカ、中南米、オーストラリア等（我が国では奄美諸島、沖縄諸島、小笠原諸島等）

### 【寄主植物】

アサガオ属植物、サツマイモ属植物、ヒルガオ属植物等

### 【形態・生態】

成虫は体長約6.5mm、幅約2.0mm。本種は年間を通じイモの中に卵から成虫まで各ステージのものがみられる。

### 【被害】

幼虫が塊根内に食入し孔道を作る。被害がひどいと塊根内部全体が孔道になり、黒変して悪臭を放ち、苦みを増し、収穫が困難となる。



図1 アリモドキゾウムシ（成虫）



図2 アリモドキゾウムシ（幼虫）

## 静岡県浜松市におけるアリモドキゾウムシの誘殺状況

(単位:頭)

	10/26-30	10/31-11/6	11/7-13	11/14-20	11/21-27	11/28-12/4	12/5-11	合計
誘殺数	322	91	39	5	1	9	0	467

## アリモドキゾウムシの緊急防除の内容(案)

### 1. 防除区域

アリモドキゾウムシの誘殺地点から半径1kmの範囲を含む大字を防除区域として指定(地元から要望があれば道路名等を用いて大字の一部のみを指定することも検討)。

### 2. 作付けの禁止

防除区域のうち、本虫の誘殺地点から半径1km円内を含む区域(以下「発生区域」という。)においては、原則、おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物(以下「寄主植物」という。)の作付けを禁止する。

### 3. 移動禁止

#### (1) 移動禁止の対象植物

寄主植物の生茎葉及び生塊根等の地下部(以下「生塊根等」という。)を移動禁止の対象とする。

#### (2) 移動禁止の方法

ア 防除区域のうち発生区域内に存在する生塊根等の発生区域外への移動を禁止する。発生区域内の生塊根等は、その全量を4の廃棄の対象とする。ただし、以下に該当する場合は移動禁止対象から除外する。

- ① 試験研究目的で使用するものであって、農林水産大臣から発生区域外への移動の許可を得た場合
- ② 発生区域以外の地域で生産された生塊根等であって、発生区域内で保管をせず通過のみさせる場合
- ③ 発生区域以外の地域で生産された生塊根等のうち発生区域内で保管するものであって、発生区域内での移動及び保管の際に本虫による汚染が生じないような措置(ビニール袋等による密閉等)がとられていることを植物防疫官が確認した場合

イ 発生区域内での移動については、法的な制限を受けないが、発生区域内の住民に対しては、①不要な生塊根等の除去、②自家消費用の生塊根等の発生区域内移動の自粛及び③生塊根等に幼虫等がいた場合の報告について指導する。

### 4. 廃棄

(1) 防除区域のうち発生区域内に存在する生塊根等(残渣を含む)のうち本虫が寄生しているおそれがあるものとして、植物防疫官が廃棄を命令したものについては、植物防疫官が指示する適切な方法(焼却、埋却又は加

工処理)で廃棄する。植物防疫官が廃棄命令をする対象の例は以下のとおり。

- ① 発生区域内で生産された生塊根等
- ② 発生区域外で生産された生塊根等であって①と混ざったもの
- ③ 発生区域外で生産された生塊根等であって発生区域内に保管されているもの(発生区域内への移動及び保管の際に本虫の汚染防止措置が適切にとられていることを植物防疫官が確認したものを除く。)

(2)防除区域のうち発生区域内に存在する寄主植物についても除去し、植物防疫官が指示する適切な方法で廃棄する。

## 5. 薬剤散布

防除区域のうち発生区域内に存在する寄主植物を対象に、殺虫剤や除草剤を散布する。

## 6. 防除区域の解除

最終誘殺確認日から、アリモドキゾウムシの2世代相当期間のあいだ、アリモドキゾウムシが確認されないこと及びその他の情報を踏まえて、発生が終息したと考えられる場合に、学識経験者の意見を聴いた上で防除区域の解除を決定する。

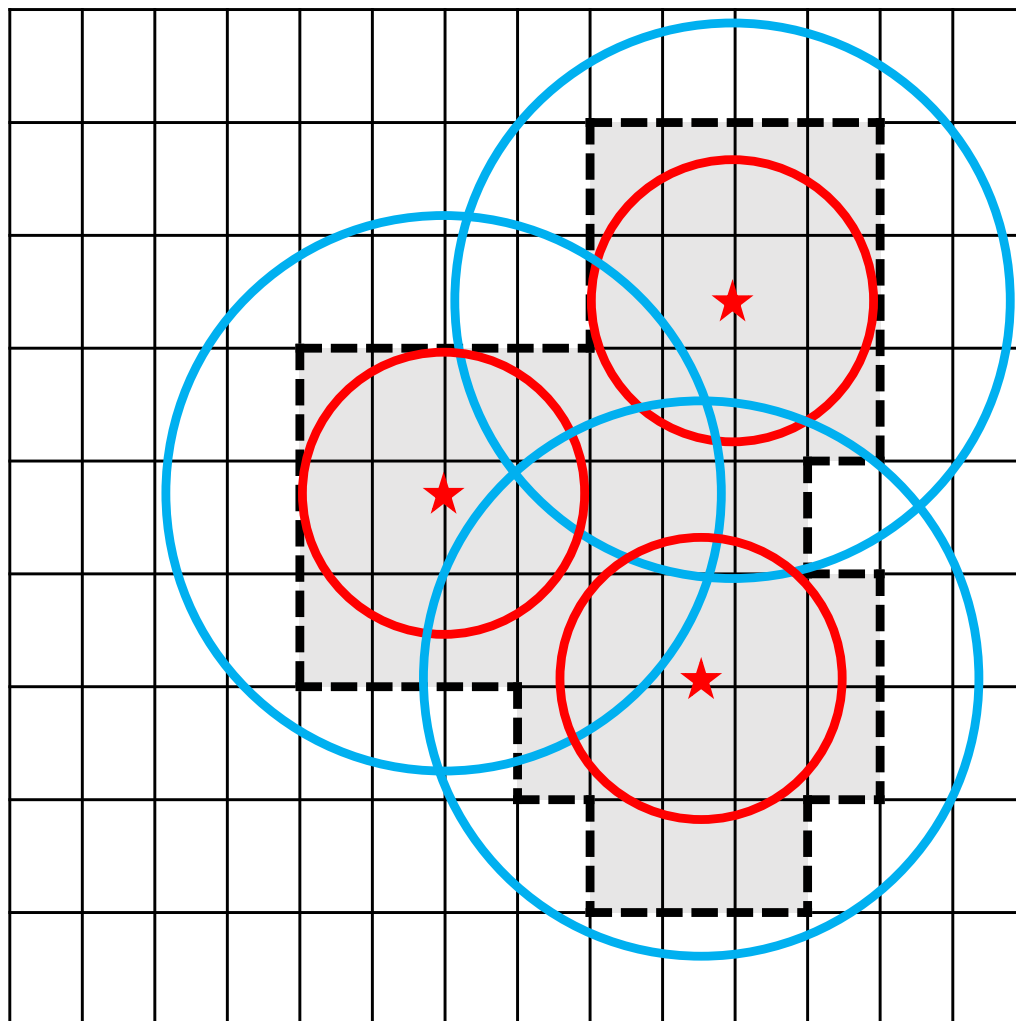
## 7. 防除区域周辺での取組

本虫の誘殺地点から半径1～2kmの区域(以下「調査区域」という。)においては、本虫の発生を監視するため、植物防疫所、静岡県、浜松市等が連携して調査を実施する。

なお、調査においてアリモドキゾウムシが確認された場合には、当該発見地点から半径1km円内を含む区域を新たに発生区域、半径1～2kmの区域を調査区域とする。

以上

# 防除区域等のイメージ



- ★ : 誘殺地点
- : 誘殺地点から半径1km円内を含む区域(発生区域)
- : 誘殺地点から半径1~2kmの区域(調査区域)
- ▭ : 防除区域

※発生区域及び調査区域ともに、緊急防除開始前までは警戒区域として初動対応を実施